

# 知っていますか？ 新しい**相続制度**

◆◇◆ 津地方法務局からのお知らせです ◆◇◇

**令和6年4月1日スタート！**

## 相続登記の申請が 義務化されます

- ※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります
- ※ 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

- 相続登記はお早めに！  
今なら、**相続登記の免税措置**が、拡大されています
- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください



新制度について、  
詳しくはコチラ！



登記手続について、  
詳しくはコチラ！



三重県司法書士会  
ホームページ等はコチラ！



あなたの相続手続をサポートする制度があります。裏面もぜひご覧ください。

津地方法務局

〒514-8503 津市丸之内2-6-8 津合同庁舎 Tel (代表) 059-228-4191



# あなたの相続手続をサポートします!

◆◆◆ 津地方法務局からのお知らせです◆◆◆

## 自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を  
法務局（遺言書保管所）が守ります!

### 安全な保管場所

遺言書の紛失、  
改ざんの防止

### 検認が不要

家庭裁判所の  
検認不要

### 通知制度

相続人等への  
保管の通知

1通 3,900円

保管申請手数料  
3,900円のみ



遺言書ほかんガルー

遺言書の内容については、  
**法律の専門家への相談**をお願いします。  
遺言書保管申請の手続や書式は、  
**法務省ホームページ**をご覧ください。

詳しくは下の  
二次元コードで!



令和5年4月27日スタート!

相続手続をスムーズに!

## 相続土地国庫帰属制度

相続した利用しない土地を  
手放す制度です!

相続等によって土地の所有  
権を取得した相続人が、法  
務局で手続することで、その  
土地を手放して国庫に帰属  
させることが可能になります  
(一定の要件を満たす  
土地に限ります。)



詳しくは右の二次元コードで!



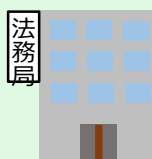
## 法定相続情報証明制度

**法定相続情報一覧図**があれば、  
預貯金の払戻し、相続税の申告、  
相続登記など、**各種相続手続を  
同時に進められ、時間短縮**でき  
ます。

無料で  
必要枚数を  
交付



申出



交付



法定相続情報一覧図

戸除籍謄本等  
を収集し、法定  
相続情報一覧  
図を作成して法  
務局へ!

法定相続情報一  
覧図を登記官が  
確認し認証

詳しくは右の二次元コードで!



相続登記の申請が義務化されます。裏面もぜひご覧ください。

津地方法務局

〒514-8503 津市丸之内2-6-8 津合同庁舎 Tel (代表) 059-228-4191

